

別表（第3条関係）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0	
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分にあつては前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0	
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	11,700 (5,900) [0]	11,500 (5,800) [0]
第4		97,000円未満	18,000 (9,000) [0]	17,600 (8,800) [0]
第5		169,000円未満	29,000 (14,500) [0]	28,500 (14,300) [0]
第6		301,000円未満	39,700 (19,900) [0]	39,000 (19,500) [0]
第7		301,000円以上	51,500 (25,800) [0]	50,600 (25,300) [0]

備考

- この表における所得割の額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条で定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算

した額とする。)をいう。ただし、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

2 第 3 階層と認定された世帯又は第 4 階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が 57,700 円未満の場合は、最年長の子どもから順に 2 人目は()内の金額、3 人目以降は [] 内の金額とする。

3 第 4 階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が 57,700 円以上の場合又は第 5 階層、第 6 階層若しくは第 7 階層と認定された世帯は、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は()内の金額、3 人目以降は [] 内の金額とする。

4 月の途中で入所又は退所した児童のその月に係る利用者負担額については、日割計算による額を徴収する。

なお、算定した利用者負担額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 市町村民税未申告世帯は、第 3 階層とする。

6 次に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、第 3 階層と認定された世帯の内、最年長の子どもから順に 1 人目は 3,000 円、2 人目以降は 0 円、第 4 階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が 77,101 円未満の場合は、最年長の子どもから順に 1 人目は 6,000 円、2 人目以降は 0 円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

7 保護者が児童（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）を 3 人以上養育又は監護し、かつこれらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順に数えて第 3 番目以降の満 3 歳未満児に係る利用者負担額を 0 円とする。